



水道料金改定案を否決しました

議 案 名

笠岡市水道条例の一部を改正する
条例について

Q どういう議案なの？

- A** 笠岡市にふさわしい、あるべき水道料金体系を目指し、水道料金を改定するものです。
大口利用者の値上げと内部留保資金を財源とすることで、収益の減収を抑えながら、特に割高となっている利用者に重点を置いて値下げをする逓増料金制度を導入しようとするものです。

※逓増料金制度：使用水量が多くなるほど、従量料金の単価が上がる制度

Q どうして否決したの？

- A** この議案については、令和3年9月定例会で議案の上程があり、9月定例会及び12月定例会では継続審査となっていました。令和4年3月定例会の厚生産業委員会での採決の結果、賛成少数で原案を否決すべきものと決定しました。

審査の後、本会議で委員長報告が行われ、採決をした結果、賛成少数で原案は否決されました。
委員会での執行部からの説明と、委員の意見は次のとおりです。

執行部の説明

今回の水道料金改定について郵送によるアンケート調査を行ったことに加え、水道料金が値上がりする見込みの事業者、約100者のうちから抽出した事業者への訪問調査を行い、値上がりを含めた水道料金の改定について説明を行って御意見等を伺い、概ね御理解と御協力をいただけることを確認した。

質疑応答

委員からの「西南水道企業団から買い取る原水費の値下げについて、笠岡市が他事業体である浅口市、里庄町と一度も話し合いを行っていないということであるが、その理由は何か。」との質問に対し、執行部からは「西南水道企業団の事務局においては検討しているが、構成する2市1町からそのような話は出なかったので協議していない。」との説明がありました。

委員の意見

◇平成29年3月定例会において、市長は、外部的な条件として水道料金の引き下げの鍵となる原水費についての取組が進展することが条件の一つであり、西南水道企業団からの原水費を下げるができるかという検討については、同企業団と笠岡市のみの関係だけではなく、同企業団を構成する浅口市、里庄町の状態を踏まえた上で検討する必要がある、と発言されている。原水費の値下げが水道料金の値下げの鍵であり、各市町の首長同士で原水費についての協議がなされていないという状況であれば、早急に協議をしてからその結果を議会に示していただいた上で判断したい。

◇水道料金が値上げとなる企業からは、値上げが「やむを得ない」という回答がでている。経済の低迷が長期化する中で、企業も市民も双方が少しずつ責任を担うべきであり、どちらかだけを値上げするという時期ではない。

※この条例については、過去に1度、平成29年3月定例会で条例改正の議案上程がありましたが、否決となっています。